

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 自動車税等の課税地の指定
 - 鳥取県事業所経済調査要綱
 - 身体障害者福祉法による医師の指定
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医の登録
 - 保険薬局の辞退
 - 肥料の登録
 - 肥料の登録の有効期間の更新
 - 定期種畜検査の実施
 - 入会林野整備計画の適否の決定
 - 林業種苗法による生産事業者の登録
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定
 - 土地改良法による換地計画の決定 (二件)
 - 土地改良法による変更換地計画の決定 (二件)
 - 土地改良事業の認可 (二件)
 - 土地改良事業の変更の認可

告 示

- 土地改良法による換地計画の適否の決定
基本測量の終了
開発行為に関する工事の完了
建築基準法による道路の位置の指定 (二件)
解の所在地の変更
解除予定の保安林
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公 告 昭和五十一年二級建築士試験の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の定款の一部変更

鳥取県告示第三百十号

鳥取県税条例 (昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 第八条第三項の規定に基づき、自動車税並びにその延滞金及び滞納処分費の課税地を次のとおり指定する。

なお、昭和四十三年四月鳥取県告示第二百六十四号 (自動車税等の課税地について) は、昭和五十一年四月二十日限り廃止する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の表に掲げる者が所有する自動車に係る自動車税並びにその延滞金及

び滞納処分費の課税地は、自動車税の賦課期日現在におけるこれらの者の
県内の主たる事務所又は事業所の所在地とする。

名 称	所 在 地
日ノ丸ハイヤー株式会社	鳥取市扇町百五十三番地
日ノ丸自動車株式会社	鳥取市天神町十五番地
日ノ丸西濃運輸株式会社	鳥取市新品治町一番地
日本交通株式会社	鳥取市末広温泉町四百五十六番地
日本通運株式会社	東京都千代田区外神田三丁目十二番九号

鳥取県告示第三百十一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、
鳥取県事業所経済調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定
により告示する。

なお、昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十四号（鳥取県事業所経済
調査要綱について）は、廃止する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県事業所経済調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に主たる事務所を有する会社で建設業、製造業、卸
売・小売業、金融業又は運輸・通信業を営むもの及び県内の民営の事業
所（農業、林業及び水産業を営むものを除く。）の経済活動の実態を明

らかにし、県民所得推計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲
この調査は、知事が別に定める方法によつて抽出した会社及び事業所
について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 経営組織及び資本金（出資金）
- (3) 事業の種類
- (4) 従業者数
- (5) 営業収支
- (6) 年間設備投資額
- (7) たな卸資産在庫額
- (8) 資産、負債及び資本
- (9) (5)及び(6)に掲げる事項の県際関係

四 調査の期日

この調査は、毎年七月一日に行う。ただし、卸売・小売業又は製造業
については、国の商業統計調査又は工業統計調査が実施される場合は、
それぞれ当該統計調査の実施期日に行う。

五 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、毎年、前年の四月一日から調査年の三
月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合はこの期間を最も多
く含む事業年度の期間とする。

六 調査の方法

この調査は、知事が任命した調査員によつて行うものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定の事項を記入する。

七 市町村長に対する事務の委任

この調査の事務のうち、調査員の指揮監督並びに調査票の収集及び審査は、各市町村長に委任して行う。

八 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査の対象とする会社の主たる事務所又は事業所の所在する市町村の長を経由して、毎年八月三十一日までに知事に提出する。ただし、卸売・小売業又は製造業については、国の商業統計調査又は工業統計調査が実施される場合は、それぞれ当該統計調査の提出期限までに知事に提出する。

九 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後速やかに公表する。

鳥取県告示第三百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内科	田 中 敬 康	西伯郡西伯町大字倭三九七番地 西伯町国民健康保険西伯病院

鳥取県告示第三百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太 田 医 院	米子市東町六〇	昭和五十一年四月十日
真 壁 医 院	米子市尾高町四六	"
佐 古 眼 科 医 院	米子市加茂町二丁目二六	一 日
石 川 内 科 医 院	米子市立町四丁目一九四	一 日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八の一	"
本 田 眼 科 医 院	倉吉市研屋町二四八一	一 日
安 達 医 院	東伯郡東郷町中興寺 三五八	"
三朝町立へき地 小鹿診療所	東伯郡三朝町東小鹿 一五六九	"
涌 谷 医 院	西伯郡日吉津村日吉津 四三八一六	二 日
米子高島屋齒科診療所	米子市角盤町一丁目三〇	一 日

有限会社 貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	十日
----------------	----------	----

鳥取県告示第三百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木 村 正 美	鳥医第二、〇六〇号	昭和五十一年四月二日

鳥取県告示第三百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十一第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
田 中 薬 局	西伯郡淀江町淀江五七三	昭和五十一年四月十七日

鳥取県告示第三百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四二八号	五・〇魚廃物加工肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・五	岩美郡岩美町大谷 三一〇番地 鳥取産業株式会社 代表取締役 小谷嘉七郎

鳥取県告示第三百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第三七三号	泊梨複合肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・五	東伯郡泊村大字園一 五九一の一番地 泊村農業協同組合組合 長理事 賀須井長兵衛
鳥取県 第四一〇号	那家町梨複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 四・五 りん酸全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 二・九 うち 水溶性りん酸 二・二 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・八	八頭郡那家町大字宮谷 二〇〇の一番地 那家町農業協同組合 組合長理事 平木正男

鳥取県告示第三百十八号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林大臣から昭和五十一年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日		検査場	家畜の種類
第一次	第二次		
五月十四日 午前十時から	五月十七日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、 肉用牛、 豚及び馬
五月十五日 午前九時から	五月十八日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
" 午後一時から	" 午後一時から	東伯郡赤碓町出上 鳥取種畜牧場	"
" 午後三時から	" 午後三時から	" 松谷 鳥取県種畜場	"
五月十六日 午前十時から	五月十九日 午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	"
" 午後一時から	" 午後一時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
" 午後三時から	" 午後三時から	" 両三柳 鳥取県中小家畜試験場	"
五月十七日 午前十時から	五月二十日 午前十時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場	"
" 午後一時から	" 午後一時から	" 岸本町岸本 岸本家畜検査場	"

五月十八日 午前十時から	五月二十一日 午前十時から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場	"
" 午後一時から	" 午後一時から	" 江府町江尾 江尾家畜市場	"
五月十九日 午前十時から	五月二十二日 午前十時から	" 日南町生山 生山家畜市場	"
" 午後一時から	" 午後一時から	" 日野町根雨 根雨家畜市場	"

鳥取県告示第三百十九号

倉吉市俣谷一八七番地俣谷入会林野整備組合長景山正から申請のあつた俣谷入会林野整備計画については、昭和五十一年三月二十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
俣谷入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年四月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 百八十八	生産事業者の氏名 黒田幸子	生産事業者の住所 岩美郡福部村大字蔵見二七四	生産事業の内容 穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称 黒田種苗園	事業所の所在地 岩美郡福部村大字蔵見
--------------	------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------	-----------------------

鳥取県告示第三百二十一号

昭和五十一年三月十五日付けで八頭郡河原町大字曳田一八六番地一七八上土地改良区から申請のあつた八上地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区第二―三工区営場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間
三 縦覧に供する場所
北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第三工区営場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、久米ヶ原地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の変更換地計画を定めたので、同法同条同項において準用する同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、久米ヶ原地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の変更換地計画を定めたので、同法同条同項において準用する同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

示す。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良（下蚊屋地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（下曳田地区ほ場整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農業用排水）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十九号

昭和五十一年三月二十三日付けで三朝町から申請のあつた大柿地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域

鳥取市、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、河原町、船岡町及び国府町

三 終了年月日

昭和五十一年三月十日

鳥取県告示第三百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十二月六日 鳥取県指令受都計第六百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字宮向

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年四月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請者の住所及び氏名

大阪市鶴見区緑三丁目四番二十二号

宗教法人金剛寺

代表役員

長谷川靈信

道路の位置の指定場所

倉吉市福庭字板根三八二二、三八二一

二地先水路及び三八三

一三地利先水路並びに字八ヶ坪三

九〇一六、三九二一四、三九二

一六及び三九二一六地利先水路

道路の幅員及び延長

幅員 七・五〇メートル

三・四・〇〇メートル

延長 一〇七・八四メートル

鳥取県告示第三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年四月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請者の住所及び氏名

米子市上福原一、五〇七番地

佐伯 武 寿

道路の位置の指定場所

米子市河崎字大塚屋分一五四九

一八、一五四九一九及び一五五

〇一並びに字長谷川東一六〇

七一一及び一六〇七一四

道路の幅員及び延長

幅員 四・六六メートル

九・六六メートル

延長 四三・八〇メートル

鳥取県告示第三百三十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年四月二十六日から施行する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東品治町九九の三」を「鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東品治町九三の九」に改める。

鳥取県告示第三百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

少年自然の家用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年五月七日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町五二三番地 下田一幸

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、昭和51年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和51年4月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>1 試験の区分</p> <p>(1) 建築士法施行細則の一部を改正する規則（昭和49年3月鳥取県規則第22号）による改正後の建築士法施行細則第10条の規定に基づき試験（以下「新制度による試験」という。）を2から8までに定める要領により実施する。</p> <p>(2) 建築士法施行細則の一部を改正する規則附則第2項の規定に基づき従前の例により行う試験（以下「旧制度による試験」という。）を9に定める要領により実施する。（昭和47年及び48年の二級建築士試験において、合格点を得た科目を有する者は、新制度による試験又は旧制度による試験のいずれを受験してもよい。）</p> <p>2 受験資格</p> <p>昭和51年7月23日現在において次の各号の一に該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(3) 知事が前各号と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者</p> <p>(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者</p> <p>3 受験申込受付期間等</p>	<p>(1) 受験申込受付期間 昭和51年5月17日（月）から昭和51年5月21日（金）まで</p> <p>(2) 受験申込書の提出先 所定の受験申込書を鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。</p> <p>(3) 受験手数料 2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にちよう付すること。</p> <p>4 試験期日及び時間割</p> <p>(1) 学科の試験 昭和51年7月24日（土）</p> <p>9時から10時30分まで 建築法規 10時50分から12時20分まで 建築構造 13時10分から14時40分まで 建築計画 15時から16時30分まで 建築施工</p> <p>(2) 建築設計製図の試験 昭和51年9月19日（日） 12時から16時30分まで</p> <p>5 建築設計製図の設計課題 「市街地に建つ木造二階建専用住宅」</p> <p>6 試験場所 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校</p> <p>7 合格者の発表</p> <p>(1) 学科の試験の合格者の発表は、昭和51年8月25日（水）に合格者に</p>
--	--

その旨を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和51年10月26日(火)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知する。

8 学科の試験と建築設計製図の試験との関係
建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り受けることができる。

9 旧制度による試験

(1) 受験資格
昭和47年及び昭和48年に行われた二級建築士試験において合格した科目を有する者

(2) 受験申込受付期間等
3に同じ。

(3) 試験期日及び時間割
4に同じ。

(4) 建築設計製図の設計課題
5に同じ。

(5) 試験の場所
6に同じ。

(6) 合格者の発表
昭和51年10月26日(火)に、合格者を鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知し、また、科目合格者には、その旨を通知する。

10 その他
詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所、又は米子土木出張所に問い合わせること。

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和51年4月20日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

地方職員共済組合法の一部を変更する定款

地方職員共済組法定款(昭和三十七年定款第一号)の一部を次のように変更する。

第二十六条第一項及び第二項中「五百円」を「千円」に改める。

第二十九条第一項の表中「千分の三十二・三」を「千分の三十五・八」に、「千分の一・七」を「千分の一・二」に、「千分の二十・三」を「千分の二十三・八」に、「千分の五十五・三」を「千分の五十八・八」に改める。

第二十九条の二中「千分の六十四・六」を「千分の七十一・六」に改める。

附 則

1 この定款は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この定款の規定による変更後の地方職員共済組法定款(以下「変更定款」という。)第二十六条第一項及び第二項の規定は、昭和五十一年四

月一日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年三月三十一日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更定款第二十九条第一項の規定は、昭和五十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年三月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

4 変更定款第二十九条の二の規定は、昭和五十一年四月分以後の任意継続掛金について適用し、同年三月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】